

令和3年第4回総会

会 議 録

期 日 令和3年4月28日

場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

# 令和3年第4回枕崎市農業委員会総会 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和3年4月28日(水)

## 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件名
1		会期について
2	1 9	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	2 0	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	2 1	農地法第3条許可申請について
5	2 2	農地法第5条許可申請について
6	2 3	農用地利用集積計画の調整について

# 3. 会議日程

_	A 10% 10 1							
	月 日		時	間		内	容	
				1. 開 会				
				2. 会議録署名委員の指名				
				3. 開 議				
					4. 会期につ	かいて	日程第1号	
4月	4月28日	128日	午前9時30分	5. 議案上程	1	日程第2号~日程第6号		
			6. 提案理由の説明,質疑					
				7. 討論, 表決				
			8. 閉 会					
					9. 全員協議会			

## 本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別		
会長	1番	天 達 範 隆	農業委員		
	2番	原 田 克 子	農業委員		
	3番	水野正子	農業委員		
	4番	篠 原 正	農業委員		
	5番	今給黎 龍 浪	農業委員		
	6番	白 澤 千恵子	農業委員		
	7番	眞 茅 文 男	農業委員		
	8番	俵積田 広 昭	農業委員		
	9番	楠 義 文	農業委員		
会長代理	10番	畑 野 真 人	農業委員		
	11番	中 原 敬 彦	農地利用最適化推進委員		
	12番	俵積田 正 康	農地利用最適化推進委員		
	13番	有 村 貞 雄	農地利用最適化推進委員		
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員		

本日の書記は次のとおり

 局長兼農業振興係長
 駒
 水
 孝
 広

 主幹兼農地係長
 永
 江
 靖
 博

 農地係参事補
 前
 原
 光
 博

#### 午前 9時30分 開会

議長 令和3年第4回農業委員会総会を本日招集しましたところ,出席委員14名で定 足数に達しておりますので,ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。

7番眞茅委員・8番俵積田広昭委員にお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第19号 農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について 説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号82号から120号までの合意解約は、利用権設定を受けた者 〇〇

○○さんほか 4 名, 利用権設定をした者 ○○○○さんほか 38 名です。

解約面積は畑が 40 筆で 35、420 m<sup>2</sup>です。

以上は農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号82号から120号までについては、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第20号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。

名簿登録番号 俵積田地区30号, ○○○○さん・○○○○さんは経営類型 その他(いも類+露地野菜)で経営面積は60aです。

農業労働力は2名です。

両名は、担い手育成総合支援協議会の青年等就農計画認定審査会において、計画 書が認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規登載しようとするも のです。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については、承認すること に御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第3条許可申請ついてを議題といたします。

整理番号9号について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は2件で所有権の移転に関する申請です。

(整理番号9号)

整理番号 9 号の申請地は、別府〇〇番〇,畑,904 ㎡,別府西町〇〇番,畑,923 ㎡合計 1,827 ㎡です。

譲渡人は、○○○○さん、自営業、55歳、別府西町にお住まいです。

譲受人は、○○○○さん、会社員兼農業、48歳、別府西町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人の兄であります。

整理番号9号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

申請地 $\bigcirc$  番 $\bigcirc$  は、枕崎 $\bigcirc$  リポートより、北側 $\bigcirc$  のmに位置し、畑かん 17 工区内にあります。

申請地〇〇番は、俵積田集落墓地より、南側〇〇mに位置します。

整理番号9号の申請地については6・7ページに掲載してあります。

整理番号9号においては、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号9号について、俵積田広昭委員お願いします。

8番(俵積田広昭委員) 整理番号9号について報告いたします。

4月10日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は俵積田集落内の西之原に居住する甘しょ農家です。

位置関係は、事務局のとおりです。

申請地○○番○は、北側及び南側は道、東側は道を挟んで畑、西側は畑、現在、 甘しょ畑となっている。

申請地〇〇番は、俵積田集落墓地より南側〇〇mに位置する。

申請地の北側及び南側は畑、西側及び東側は、道であり、現在、甘しょ畑となっている。取得後も、甘しょ畑として現在同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第3条許可申請ついて整理番号9号は、原案のとおり承認する ことに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

ここで農業委員会等に関する法律31条の規定により畑野委員の除斥をお願い致します。

(畑野委員除斥)

次に整理番号10号について事務局に説明をお願いします。

事務局 (整理番号10号)

整理番号10号の申請地は、園見西町○○番、畑、862㎡です。

譲渡人は、○○○○さん、無職、69歳、日置市にお住まいです。

譲受人は、○○○○さん、農業、62歳、木場町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人の兄であります。

整理番号10号については、調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

整理番号10号の申請地については9ページに掲載してあります。

申請地は、園見西町・中崎木工より南側約〇〇mに位置します。

整理番号10号においては、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号10号について、有村委員お願いします。

13番(有村委員) 整理番号10号について報告いたします。

4月6日に譲受人と立ち会いのもと現地確認を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

譲受人は木場集落の茶の専業農業者です。

北側は茶畑, 東側は保全管理された畑, その他周囲は茶園及び保全管理された畑で, 現在, 茶畑となっています。

なお、申請地は袋地になっていますが、北側は譲受人の所有畑であり、一体で利 用されております。

また、平成10年から茶を栽培しており、取得後も、茶畑として利用する計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第3条許可申請 整理番号10号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

議長 畑野委員 着席お願いします。

(畑野委員着席)

議案第21号は、2件とも承認することに決定いたしました。

次に、日程第5号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は1件で,所有権の移転に関する申請が1件です。 〔整理番号16号〕

整理番号16号の申請地は塩屋北町○○番○,畑,461㎡です。

譲受人は○○○○さん、会社員です。

譲渡人は○○○○さん、会社員です。

申請事由は、「現在、借家住まいなので、母より、申請地を譲受け、自宅を建築するため。」とのことです。

申請地は12ページに掲載してあります。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

塩屋北町・火之神保育園から西側道路向いに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で,第一種低層住居専用地域の用途指定が されており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は461㎡で問題のないものと思われます。

一般住宅転用にあたり、1 筆の土地を 2 筆に分筆し、現況のまま整地をおこないますが、農地境界にはブロック積みを施します。

そのほか被害防除計画,資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。 整理番号16号について、楠委員お願いします。

9番(楠委員) 4月16日に俵積田農業委員,桑原推進委員,事務局の前原さんと現地 確認を行いました。

整理番号16号について報告いたします。

立会人は申請人代理の○○○行政書士です。

16号の申請地は、説明にありましたとおり塩屋北町に位置する農地です。 転用目的は一般住宅です。

申請地の北側及び南側は農地、東側は道、西側は今回分筆された農地です。

1 筆の土地を 2 筆に分筆し、現況のまま整地をおこないますが、農地境界にはブロック積みをおこない、周辺へ土砂雨水が流出するのを防止します。

なお,分筆し農地として残る部分は,畑として管理していくとのことです。 雨水については、東側の市道の側溝へ放流により処理します。

生活排水は、下水道整備区域でないことから、合併浄化槽で処理後東側市道・ 側溝に排水します。

なお, 東側市道において, 申請地まで側溝がつながっていないことから, 排水パイプを新たに設置し, 申請地からの排水を確保します。

そのほか被害防除計画,資金調達計画も適正であり、問題のない申請ではないかと思います。

以上報告をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第5条許可申請の整理番号16号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第6号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。 議案内容について事務局に説明をお願いします。

#### 事務局 (利用権設定)

日程第6号議案第23号 農用地利用集積計画の調整について説明いたします。 大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。 整理番号 59-1 号から 75-4 7 号まで利用権設定を受ける者 合同会社  $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$  外 16 名,利用権設定をする者  $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$  さん外 81 名で設定面積は,田が 3 筆 1,851 ㎡,畑が 96 筆で 78,841 ㎡,樹園地が 1 筆で 934 ㎡です。

以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると 考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号59号の1から75号の47までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第23号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画 を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

午前 10時00分 閉会

<u>化呵甲辰耒安貝云</u>	云大	大莲	車引生	
会議録署名委員	直茅	文男		
Z BUNNET D S S	2571	<i></i>		
会議録署名委員	俵積日	日 広田	IJ	
<u> </u>	欧恨↓		<u> </u>	